

# 確定申告は自宅から

市民税課 ☎ 85-6094



事業・譲渡所得がある人以外にも、  
次に該当する人は確定申告が必要な  
場合があります。

## ● 紹介所得者

- ・2か所以上から給与があり、主な給与以外の給与収入が20万円を超える人
- ・給与収入の他に20万円超の所得がある人

## ● 年金受給者

- ・公的年金などの他に20万円超の所得がある人
- ・給与収入が2000万円を超える人

申告書を手書きで作成する人は、  
国税庁ホームページから申告用紙  
をダウンロードできます。

詳しくは  
国税庁ホームページへ



## パソコン・スマートフォンで申告書を作成

インターネットで 確定申告書等作成コーナー と検索



国税庁

### 確定申告書等作成コーナーのメリット

- ・24時間利用可能！
- ・画面の案内に沿って金額を入力するだけで、税額を自動で計算！
- ・データを保存して、翌年の申告で利用可能！

### 困ったときは

#### 【作成コーナーの使い方】

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570-01-5901

または

動画で見る確定申告 →



#### 【確定申告の内容に関すること】

小牧税務署 ☎ 72-2111

(自動音声案内で「0(ゼロ)」を選択)

または

チャットボットふたば →



## 手順2

### 申告書を提出

#### マイナンバーカードを持っている人

#### ① 電子システム(e-Tax)

マイナポータル連携で一部データが  
自動入力されます。

例) 医療費、公的年金等の源泉徴収票、  
ふるさと納税など

詳しくは

国税庁ホームページへ →



#### マイナンバーカードを持っていない人

#### ② 郵送・持参

申告書を印刷して、小牧税務署へ  
〒485-8651

小牧市中央1-424 小牧税務署

【小牧税務署行き提出箱の設置】

時 2/16(月)~3/16(月) 9:00~15:30

(土・日曜、祝日を除く)

場 グリーンパレス春日井

※ 市役所での提出はできません。

※ 一部の市公共施設でも、1月29日(木)から  
申告用紙を配布します。(各施設とも数に限  
りあり)

配布施設: 市役所市民税課、東部市民センター、  
高蔵寺ふれあいセンター、味美ふれあいセン  
ター、坂下出張所

# 確定申告相談会場

## ■小牧勤労センター（小牧市）

時 2月16日(月)～3月16日(月) 9時～16時

(土・日曜、祝日を除く。3月1日(日)は開設)

※年金受給者や新規で住宅ローン控除を受ける人に向けて、2月10日(火)・12日(木)・13日(金)も相談を受け付けます。

※**入場整理券**が必要です。

### ●入場整理券の取得方法

・国税庁公式LINE(来場14日前から予約可)



国税庁公式LINE

・当日、相談会場で配布  
※当日の混雑状況によっては、後日の来場をお願いする場合があります。

問 小牧税務署 272-2111

相談会場では原則、スマートフォン申告（補助あり）となりますので、次の物を持参してください。

- ①自身のスマートフォン
- ②マイナンバーカード
- ③マイナンバーカードのパスワード（署名用電子証明書（英数字6～16桁）、利用者証明用電子証明書（数字4桁））
- ※事前にマイナポータルアプリのインストールが必要

グリーンパレス春日井でも一部相談を受け付けます。（完全予約制）

時 2月16日(月)～3月16日(月)  
9時～12時、12時45分～15時30分

(土・日曜、祝日を除く)

※分離課税所得（土地・建物・株式・先物など）や贈与税の申告相談はできません。

※**入場整理券**が必要です。

### ●予約方法

・専用フォーム



ID:1035901

・市公式LINE

※市役所窓口などの予約はできません。

※1人1回まで

【予約開始日】1月28日(水)9時30分～  
(当日予約不可)

1月5日(月)～2月13日(金)(土・日曜、祝日を除く)

は、小牧税務署で申告相談を受け付けます。税務署へ行く際は、公共交通機関を利用して下さい。

※事前にLINEで取得した**入場整理券**か**電話予約**が必

要です。

問 小牧税務署 272-2111

右記の方法で予約ができる人に限り、電話予約を受け付けます。（回線に限りあり）

【予約専用電話】85-6565

【受付期間】1月28日(水)～3月13日(金)  
(土・日曜、祝日を除く)

【受付時間】9時30分～12時、13時～15時30分

※スマートフォンを持つていない人については、パソコンでの申告補助も行います。  
※電子証明書の有効期限が切れている場合は、事前に戸籍住民課などの窓口で更新手続きをしてください。（事前予約制、更新後24時間は使用不可）



ID:1034811

# 市民税・県民税申告

確定申告の義務が無い人でも、給与・公的年金以外の所得がある人や扶養など控除の追加をする人は、市民税・県民税の申告が必要です。

時 2月2日(月)～3月16日(月)  
9時～11時30分、13時～15時  
(土・日曜、祝日を除く)

※2月2日(月)は混雑が予想されます。

市ホームページから申告書の作成ができます。



ID:1009649

【提出方法】  
郵送か直接、〒486-8686春日井市市民税課へ

●窓口では、パソコンを使用して自身で申告書を作成します。大変混雑しますので、郵送での提出に協力してください。

郵送で提出する場合、申告書の控えや添付資料などの返送はしません。必要であれば、郵送前に自身で写しを取つてください。

市ホームページから申告に必要な書類が確認できます。



ID:1030684